

## 一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する「浄水場発生土収集運搬業務委託契約」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年3月10日

沖縄県公営企業管理者企業局長 棚原 憲実

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名：浄水場発生土収集運搬業務委託
- (2) 契約内容：入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 契約期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日
- (4) 履行場所：久志浄水場ほか4浄水場

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 県内に本店を有する者。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、沖縄県知事から産業廃棄物収集運搬業務（汚泥：含水率85%以下）の許可を受け、本島内で県の産業廃棄物収集運搬業者名簿に登録されている者。
- (3) 浄水場発生土収集運搬業務について、特記仕様書に定める予定数量以上の収集運搬業務に対応できる体制を確保している者。

なお、収集運搬業務に使用する車両は、4トントラック車（土砂禁車両は不可）とし、自社保有または、リース会社との契約等に基づき、一定期間の使用を目的として保有している車両であること。

- (4) 令和3年2月末時点において、沖縄県より産業廃棄物処理業者への行政処分を受けた者として公表されていないこと。
- (5) 5浄水場より受入先まで、第2・第4土曜日、日曜日・祝祭日を除く毎日、運搬業務が可能であること。

### 3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立をした者もしくは申立がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立をした者もしくは申立がなされた者。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。

#### 4 入札参加資格の申請方法等

##### (1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により（3）イに掲げる場所に提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 法人にあつては登記事項証明書
- ウ 入札参加資格確認書
- エ 同種・同規模（以上）の契約の履行実績
- オ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- (2) 申請書等の入手方法は次のとおりとする。なお、郵送による申請書等の配布は行わない。

- ア 期間：この公告の日から令和3年3月19日（金）まで
- イ 場所：沖縄県企業局ホームページに掲載

##### (3) 申請書受付期間及び提出場所

- ア 期間：この公告の日から令和3年3月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 場所：県庁12階 沖縄県企業局 配水管理課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2810

- ウ 提出部数：1部

##### (4) 入札参加資格の確認結果通知

資格確認結果は、令和3年3月23日までに文書にて通知する。

#### 5 入札参加資格の取消等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消した時は、当該取資格者にその旨を通知する。

6 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間：この公告の日から令和3年3月19日（金）まで
- (2) 場所：沖縄県企業局ホームページに掲載

7 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年3月25日（木） 13時30分
- (2) 場所：県庁12階 第3会議室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（総額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付又は提供すること。ただし、次の（1）又は（2）に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（（4）又は（5）に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 11 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約で有り、令和3年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## 12 その他

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他詳細については、入札説明書及び特記仕様書による。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び財務規則の定めるところによる。
- (6) この公告に関する問合せは、沖縄県企業局 配水管理課 業務班  
（〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2810）に行うこと。